

## 新室長挨拶



厚生労働省社会・援護局  
地域福祉課  
生活困窮者自立支援室長  
野崎 伸一

皆さんはじめまして。

7月31日付で、前任の本後室長を引継ぎ、生活困窮者自立支援室長に着任しました、野崎伸一と申します。これからしばらくの間、皆さんとともに制度の発展に取り組ませていただきます。どうかよろしく願いいたします。

私は、平成11年に、厚生省・労働省の合同採用第1期として入省しました。その後、福祉関係では、児童福祉や精神障害者福祉に携わってきました。前職（社会保障担当参事官室政策企画官）では、厚生労働行政を横断する視点で今後の社会保障の方向性を考える立場にありました。そして、その一環として、「地域共生社会」のコンセプトや政策の枠組みづくりを、当時、室長だった本後さんとともに進めてきました。

国民生活や社会構造の変化を改めて目の当たりにする中で、社会保障のアプローチが変わりつつあると感じてきました。それは、これまでの「自助・互助・共助・公助」という役割分担に基づく仕組みから、国民一人ひとりが能動的に生きていくことを制度が積極的に応援していく仕組みの展開です。

厚生労働省はこの間、「地域共生社会」というコンセプトを掲げ、新しいコミュニティづくり・セーフティネットの構築のための政策を進めています。これは、未婚・単身化や地域の担い手の高齢化などに表れるように、従来、個人の生活を支えてきた「共同体」の機能の低下が続く中で、一人ひとりの住民の主体的・内発的な思いを実現できるようにしていくことを後押しすることで、地縁組織やNPOなども含め多様な主体の力を合わせながら、

## 本号の内容

- 1 巻頭言（新室長挨拶）
- 2 自治体短信 長野県
- 3 自治体短信 千葉県富里市
- 4 自治体短信 兵庫県伊丹市
- 5 役立つツール  
～あなたの悩みを安心へ～「つなぐ」シート
- 6 「法テラス」における福祉との連携の取り組み
- 7 本号で紹介した資料等について

新しいコミュニティを創出し、地域の伴走者を増やす取組です。

一方で、コミュニティにつながりにくく、あるいは排除されがちな方に、寄り添いニーズを引き出しながら、人と人との関係性の中に「つなぎ戻す」伴走を基礎に置くモデルを普及させていくことも同時に不可欠と考えています。その中核を担う制度が生活困窮者自立支援制度だと考えています。そして、困窮者支援では「伴走」とともに「地域づくり」を支援の柱に掲げてきたわけですが、これを進め多様なニーズに応えていく上で、地域に多様な資源が存在することが重要となります。

つまり、「地域共生社会」の実現に向けては、生活困窮者自立支援制度を中核とする個の支援と多様なコミュニティを育んでいく面の支援が、車の両輪として一体的に進められていくことが肝になります。そして、これは、社会保障のあり方にも深く関わる重要なテーマです。

今回、生活困窮者自立支援制度の運営と地域共生社会の実現に向けた取組を総括する責任を担うこととなりました。この10月に続き、来年4月には改正法の全面施行も控えています。大きな喜びと同時に一抹の不安もあるというのが率直なところです。

しかし、生活困窮者自立支援制度は、第一線で実践を重ねてこられた皆さんと行政とが対話を繰り返す中で発展してきた制度です。私自身も積極的に実践の場にお邪魔し、立場を超えて議論を重ねる中で、皆さんとともにこの制度の発展と深化・進化を考えていきたいと思っております。三代目室長の重責を果たすべく全力で取り組んでまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。





## 長野県の「いま」 ～「広域実施」県下完全実施に向けたチャレンジ～

長野県 健康福祉部 地域福祉課 課長補佐兼自立支援・援護係長 飛沢 聡  
専門幹兼担当係長 斉藤 秀樹

### 1. 長野県の概況

長野県は、本州の中央部に位置しています。東西南北8県に隣接し、東西約120km、南北約212kmと細長い形をしていて面積は約1.3万km<sup>2</sup>あり、北海道、岩手、福島につぎ、全国第4位です。

本県は「日本の屋根」と呼ばれていて、県内に諸山岳が重なり合い、標高3,000m級の高山が四方を囲んでいます。また、これらの山々を河川の源として、天竜川、木曾川は太平洋に、千曲川、犀川は合流して信濃川となり日本海に、それぞれ注いでいます。

市町村数は77(19市、23町、35村)で全国第2位、村数は全国第1位です。

多くの県民が歌えることでも知られる「信濃の国」が県歌に制定されてから、今年で50年を迎えます。県では県歌制定50周年記念イベントを開催して、50年、100年後へ「信濃の国」を歌い継ぐ取組を進めています。

### 2. 生活困窮者自立支援事業の実施体制

本県では、平成23年度から「パーソナル・サポート・モデル事業」を実施して、様々な問題を抱えて困窮している方に対して、全国に先駆けてワンストップ型の相談支援に取り組んできました。

平成27年4月に生活困窮者自立支援法に基づく事業が開始されると、長野県社会福祉協議会に自立相談支援・家計改善支援・支援人材等育成研修の3事業を委託し、19市と連携して県内に23か所(平成30年度からは24か所)の生活就労支援センター(愛称「まいさぼ」)を設置して、包括的・継続的な支援を行うとともに、広域圏、県全域の連携を図りながら、支援水準の向上に取り組んでいます。また、全町村社会福祉協議会に一次的な相談窓口として「まいさぼ出張相談所」を設置して、より身近な相談場所を提供しています。

### 3. 就労準備支援事業の共同実施

#### (1) 経緯

平成27年度に就労準備支援事業を実施していた自治体は、県を含め5自治体にとどまっていた。利用者の利便性等を

考えると、本来は各市がそれぞれの地域資源を活かして創意工夫により事業を実施することが重要ですが、小規模市においては、事業化の前提となる定量的なニーズ把握ができず、定員要件(15人)を満たすことが困難であったり、事業実施事業者や人材が乏しいといった理由から、事業の導入が進まない状況にありました。そこで、各市がそれぞれ創意工夫により事業に取り組むことを基本としつつ、各市が定量的なニーズを見極めるための期間として、県が事業の広域実施を企画し、希望する市と共同実施を可能とする仕組みを提案しました。

#### (2) 広域実施のスキーム

##### ① 地域分け

県は、予め参加希望市から年間予定利用者数(1単位3人、最大4単位12人)を募り、各地域で年間の利用者が15人以上となるように県内を地域分けしました。まず、県内を①佐久・上小②長野・北信③諏訪④木曾・松本・大北⑤上伊那⑥下伊那の6ブロックに分けました。次に、ブロック内の参加希望市の希望利用者数と県の利用者数を合わせ、これが15人以上になる場合は、当該ブロックを1地域として実施しました。1ブロックで15人に満たない場合は、例えば①+②、③+④、⑤+⑥と組み合わせ、それぞれ15人以上となるようにして、これを1地域として実施します。実際、平成28年度はこの組み合わせによる3地域で実施しました。

##### ② 委託業者の選定

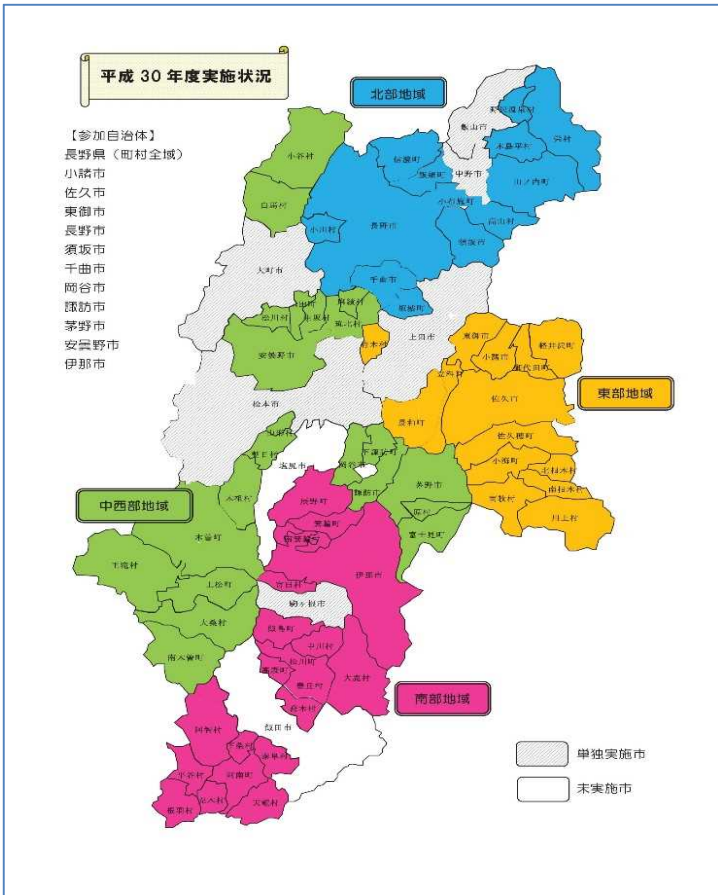
県が、それぞれの地域ごとに公募型プロポーザル方式により委託業者を選定し一括契約します。共同実施市は、年間利用者数により割り当てられた委託料額を、県に負担金として支払います。

##### (3) 実施状況

平成28年度に広域実施を始め、共同実施市は10市、単独実施市は5市(市単費の小規模実施含む。)となり、事業実施自治体は飛躍的に増えました。平成29年度、更に2市が共同実施に参加し、未実施は2市のみとなりました。

昨年度、各市の予算編成時に本年度の年間利用者数の見直しを行っていただき、一部市で単位数が増えたことから、地域割りの見直しを行い、本年度は4地域で実施しています。

## 4. 課題と今後の方向性



### (1)課題

広域実施により一定程度の利用人員が確保でき、事業者にとっても相応の委託料で事業を行えることで人材の確保ができます。

しかし、4地域に分けてはいるものの、広い長野県ですので、それぞれの委託事業者の支援範囲も非常に広大になっています。

事業者は、各地域に数か所の支援拠点を設け、利用者にとって身近な居場所を確保していますが、就労準備支援事業の対象となる方は、その居場所に出向く手段や交通費用がありませんので、支援を受けたくても受けられない状況があります。また、支援範囲が広いため、支援員が支援拠点に出向く回数が少なくなるといった課題もあります。

### (2)今後の方向性

広域実施を継続していく上でも、地域割りの見直しは重要課題と言えます。その意味からも、今回の生活困窮者自立支援制度の見直しには大いに期待をしています。就労準備支援事業に関しては、自治体取り組みやすくなる事業実施上の工夫が検討されています。特に定員要件と資産・収入要件の緩和、年齢要件の撤廃に関しては、速やかに国の指針を示していただきたいと思っています。県としては、支援を受けたい人が受けやすくなる環境を作るため、広域実施のあり方を含め、平成 31 年度に向けて関係機関と議論を重ねていきたいと考えています。



## 5. 終わりに

現在、就労準備支援事業未実施の2市に対して実施の要請を行っています。このうちの1市は、実施に前向きな意向を示していますので、仮に共同実施となった場合は、地域割りの見直しを検討する予定です。もう1市は、産業部局が就労自立・就労支援を担っていますので、そちらとの調整が必要となりますが、自立相談支援・家計改善支援・就労準備支援の三事業の一体的実施による家計改善支援事業の補助率引き上げのインセンティブを庁内で共有し、検討していただくよう要請しています。

長期にわたってひきこもり状態で生活リズムが崩れ、社会との関わりに不安があるなど、就労準備支援事業の対象者は状態像が様々で、一般就労から一定程度距離がある層であり、このような方々への支援は時間と手間を掛けて、丁寧に実施する必要があります。「まいさぼ」の支援員がこのような支援を計画的・集中的に行うことは、通常業務を行いながらでは困難で、この点からも独自の事業として組み立て、別の事業者へ委託などして実施する意義は大きいと思います。

今後とも、県及び市、まいさぼ、就労準備支援事業者など全ての関係者が日常的に連携し、支援の実施状況や対象者の状態をお互いに把握して、効果的かつ効率的な支援を実施していきたいと考えています。



**自治体短信** このコーナーでは、自治体の取組など自治体の「いま」をお伝えします。



## 千葉県富里市の「いま」～市内連携から地域に繋ぐ～



富里市 健康福祉部 社会福祉課 主任相談支援員 木村 良子

### 1. 富里市の概要

富里市は、千葉県の北総台地のほぼ中央に位置しています。都内から約 60 キロ圏内であり、成田空港からは西に約 4 キロメートルに位置し、総面積は 53.88 平方キロメートルです。人口は約 5 万人であり、成田市に隣接した臨空都市です。

スイカの名産地であり、毎年 6 月には富里スイカロードレース大会が開催され、全国からランナーが集まる人気の高い大会が行われています。また富里市は競争馬のふるさととしても知られています。



(牧場とスイカ柄ガスホルダー)

### 2. 実施体制と内容

自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業を特定非営利法人ワーカーズコープに委託し、運営しています。学習支援事業は市の直営であり、教育委員会を実施しています。

#### ○自立相談支援事業

自立相談支援窓口は市役所の社会福祉課の中にあり、窓口には主任相談支援員 1 名・相談支援員 1 名・就労支援員 1 名が常駐しています。生活支援班（生活保護担当）の職員と机を並べ市と一体となり、生活の困りごとで来られる方の対応に当たっています。

相談窓口が市内に設置されていることで、各課からの案内によりつながってくるケースも多くあり、各課との連携がスムーズに行われ、相互に速やかに対応することができています。

平成 27 年度から、これまでの新規相談件数は通算で 880 件を超えています（平成 30 年 7 月現在）。3 年が経った今日でも、平均すると月に 20 件以上の新規受付があり、多くの方々やその家族が相談に訪れています。最近では、近隣企業や

不動産業者、以前に自立相談窓口を利用した方からの紹介も増えてきています。

初回相談（インテーク）の際は長めの時間を取り、相談者の話を丁寧に聞くことで、信頼関係の構築と、相談者の置かれている状況とその背景事情の把握に努めています。必要に応じて初回相談時に関係各課に同行し、現状の確認をすることも心がけています。

継続相談については、原則予約制で行うこととし、時間や約束を守ることを習慣づけながら、相談者が自ら考え選択できるように相談者主体での支援を心がけ、できる限り早い段階で目標を立て、プランを作成しています。

また、就職後は定着支援だけではなく、生活の中での楽しみやコミュニケーションを持つことを提案しています。富里市や委託法人主催のイベントやボランティア活動への参加、富里ジョブサポート（就労準備支援事業専用施設・次項で説明）の居場所としての利用など、地域社会とのつながりを保ち、孤立を防ぐことを意識しています。

#### ○就労準備支援事業

市役所から約 2 キロの距離に事務所（富里ジョブサポート）を設け、支援員が 1 名常駐しています。

利用対象者は、原則的には自立相談支援窓口へ来訪された方、あるいは自治体・他機関との連携で自立相談支援につながった方、就労準備支援に直接問い合わせがあった方の中で、自立相談支援担当者が就労準備支援を必要と判断した方となります。

利用開始の前に、まず就労準備支援担当者が、利用に向けての事業内容の紹介や専用施設の見学・体験等の説明をします。その後、継続的な参加が見込める方、又は、継続的な参加には本人の努力を要するが、利用の希望があり、支援が必要であると担当者が判断した方に対して具体的な支援を開始します。

支援を行う上では、一人ひとりのニーズに対応するために以下のような工夫を行っています。

① 支援対象者は開始時期、終了時期、参加頻度に個人差があることを前提として、基本的にはいつ開始しても出遅れ感や疎外感がなく参加できるように、時間配分としては週単位で繰り返し、1 か月単位で定型的繰り返しようなスケジュールを採用しています。

② 午前中を集団訓練・作業、午後を個別支援、また支援内容に応じて曜日を固定することで、支援対象者が予定を立てやすくするとともに就労時の規則正しい日常生活への第一歩を提供しています。

③ 支援対象者が望む支援、支援者側が必要と考える支援、提供可能な支援をメニュー化して、支援対象者ごとの支援プログラムを決定します。

④ 時間的・空間的に自由度がある就労準備支援事業専用施設（富里ジョブサポート）を用意しています。人目を気にせず落ち着ける環境を提供しています。居場所としての利用も可能で孤立感が緩和でき、定刻を守り通所することで、就労後の出勤イメージを醸成できます。

#### ○家計改善支援事業

家計改善支援事業は、非常勤2名で相談に当たっています。他人には話づらいお金の話題に触れるため、信頼関係の構築を特に大切にしています。聞き取りの際に税の滞納等があった場合は、納税課まで同行して状況をお伝えするサポートをします。その他、必要に応じて法テラスの利用相談、弁護士事務所への同行等も行います。こういった相談初期段階の同行支援は、抱えている問題を見える化するだけでなく、信頼関係を構築する効果があると実感しています。日常的な金銭管理については支出を費目別に分類してグラフ化することで、直感的にご自身で課題が把握できるように工夫をしています。家計改善は原則生計を一にするご家族全員の収支を対象として行っているため、ご家族全体の収入と支出の健全化が目標となっています。ケースによっては来所相談されたご本人だけでなく、ご家族にも現状を知り共通認識を持っていただき、家計改善のチームとしてご協力いただけることを目指しています。家族で話し合うことで認識が進み、子育て中の奥様や仕事をしていない家族の方々の就労意欲が高まり、可能な範囲で働くことで家計の増収を図っています。

家計改善には節約も大きな効果を発揮するため、ローンや保険の保障見直しといった家計の根本となる大きな収支の見直しに加え、携帯電話の利用状況や生活にかかる費用をご家族で把握し、小さな節約にも取り組んでいます。

本当に必要なものを選び取りながら生活をしていく習慣を身につけ、世帯全員がチームとなって家計改善に向かえるように支援しています。浪費を洗い出すためだけの締め付けが強い支援にならぬよう、雑談を交えながらお互いがくつろげる雰囲気を作り、相談意欲を保つことも重要と考えています。

家計の問題はこれまでの生活習慣が如実に表れる問題です。そのため、一朝一夕で改善に向かうことは難しいですが、うまく行かなかった場合でもその事実を共有、共感し、PDCAを繰り返すことで着実な家計改善を目指しています。



（富里ジョブサポート-ト外観）

### 3. これまでの工夫とこれから

事業開始当初は支援員が一人で問題を抱え込んで悩み、日々の支援記録の記入も間に合わず、遅くまで仕事をし、支援と事務作業に追われていました。

現在は、毎朝1時間程度ミーティングを行い、自立相談支援員・就労準備支援員・家計改善支援員がそれぞれのケースの情報を共有する時間を設けることで、支援員がケースを一人で抱え込むことが無くなりました。情報を共有し合うことは支援員の負担を軽減することに加え、多くの視点から意見が集まるため相談者の選択肢を広げることにもつながっています。また、帰り時間を決めてできる限り実行していく中で、それぞれが時間を意識し事務作業の効率も上がってきました。

自立相談支援・就労準備支援・家計改善支援ともに同一法人に委託運営しているので、初回相談からの進捗状況を細かく把握し合うことができ、事業間の支援のタイミングが図りやすいことが特徴です。三事業が密に連携していることで、最近増加傾向にある複合化した課題や、家族問題へもスピーディな対応が可能です。

今後も関係各課と情報共有を速やかに行い、関連機関との連携を更に深め、みんなで知恵を出し合い向き合いながら、一人でも多くの相談者の課題解決を目指していきます。相談者として来談された方が、いずれは地域の担い手となり、支え合う地域づくりの一助となるように、日々力を合わせて取り組んでいきたいと思っています。



（富里市自立相談支援窓口の職員のみなさん）

**自治体短信** このコーナーでは、自治体の取組など自治体の「いま」をお伝えします。



## 伊丹市の「いま」 ～「いいとこ取り」で支援を推進！～

伊丹市健康福祉部生活支援室 自立相談課（伊丹市暮らし・相談サポートセンター）

課長 松尾・副主幹 森川

### 1. 伊丹市の概要



伊丹市は兵庫県阪神地域の南東部、大阪府との県境に位置するコンパクトな都市で、市内の訪問は「がんばれば」自転車です。平成 30 年 5 月 1 日現在、人口 202,356 人、9,720 世帯で、近年も微増傾向です。アメリカ合衆国ワシントン DC のポトマック河畔の桜並木については、本市で苗木が育てられたことでも有名です。阪神間のベットタウンでもあり、市域の東には大阪空港が立地しています。

平成 29 年度の生活保護率は 1.72% で、神戸市を除く県内で 3 番目に高いです。

### 2. 実施体制 ～行政と社協の「いいとこ取り」



制度施行に合わせて平成 27 年度に自立相談課を新設し、「伊丹市暮らし・相談サポートセンター」（以下「センター」という。）という愛称で、自立相談支援事業を直営実施しています。相談支援員 3 名は、伊丹市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）から在籍のまま出向を受け、行政の嘱託職員として支援にあたっています。課長、主任相談支援員は行政職員を配置し、市社協のもつ「地域連携機能」と行政の「庁内連携機能」

という両者の「いいとこ取り」の体制づくりです。相談支援員に加え、就労支援員 1 名と修学支援員（退職教員）3 名を嘱託で配置しています。

支援調整会議は随時開催しており、課長・主任相談支援員・担当の相談支援員に加え、就労支援員や就労準備・家計改善の担当者、ハローワークのナビゲーター等も出席します。それぞれが持っている情報を合わせることで新たに見えてくることもあり、効果的な支援プランの作成・実施に役立てています。

### 3. 就労準備支援事業 ～「30 年の歴史」あり

本市では、昭和 63 年より生活保護受給者を対象に、就労に向けて民間事業所で就労体験による訓練を行う「職場適応訓練事業」を実施していました。平成 28 年度から就労準備支援事業を開始するに際してこの事業のノウハウを引き継ぎ、生活困窮者・生活保護受給者を一体的に実施しています。前事業から積算すると 30 年の実績です。

現在の委託先である企業組合伊丹市雇用福祉事業団（以下「事業団」という。）は前事業も実施するなど、積極的に就労支援に取り組んでいる事業所です。

事業参加当初は週 1 回 1～2 時間程度の内職作業から始め、外出習慣の取得を目指します。慣れてくれば参加日数、時間を増やし、自信がついてきたら、15 社ある協力事業所のうち利用者に適した所で就労体験を行い、仕事の感覚を養います。ビジネスマナーやパソコン等のセミナーも実施しています。

対人関係が苦手な利用者も多いため、最初のうちは通所も含めて相談支援員が同行するなど、利用者が参加・継続できるよう支援しています。就労体験からそのまま雇用に繋がった方もおられ、平成 29 年度の利用者数は 21 名で、そのうち就労に至った方が 4 名です。

### 4. 家計改善支援事業 ～否定しません「遊興費」

平成 28 年度より市社協に委託し実施しています。

事業実施にあたっては、利用者に納得してもらい、行動につなげていくため、本人に必要な遊興費等を安易に減らさないなど、支援者の視点を押し付けず、利用者の意向を尊重することに心を配っています。

家計の適正な分担ができていない世帯では、可能な限り家族にも面談時の同席をお願いし、協力いただくことで、家計とともに家族関係が改善された事例もありました。また、必要な生活費を見極めることで足りない収入額が明確化され、その結果就労支援に繋がった事例もあります。

自立相談支援の初期段階から家計改善支援員も同席して事業の利用を勧奨するなど、積極的な連携を行うことで利用者が増え、平成 28 年度の 3 人から平成 29 年度は 9 人と増加しました。公租公課や家賃等の滞納の改善・解消、債務整理開始などの効果が出ています。

## 5. 様々な実施事業について

### ① 認定就労訓練事業 ～行政の業務を支援の場に

市内には、就労準備支援事業を受託している事業団と NPO 法人ワーカーズコープかんさいという二つの認定就労訓練事業実施事業所があり、積極的に事業を実施しています。

両事業所とも以前から施設清掃や樹木剪定、公園管理等の行政業務の受託実績が豊富であったことから、これらの業務を就労訓練の場として活用するため、平成 27 年 7 月には認定就労訓練事業実施者に対する優先発注の基準を策定し、両事業者を優先発注可能な事業者として認定しました。平成 29 年度には庁内全体で 24 件の優先発注を行い、認定就労訓練の機会を確保しました。事業の利用者は非雇用型 3 人雇用型 12 人で、うち 6 人が一般就労につながりました。

### ② 修学支援事業について ～訪問型で幅広く

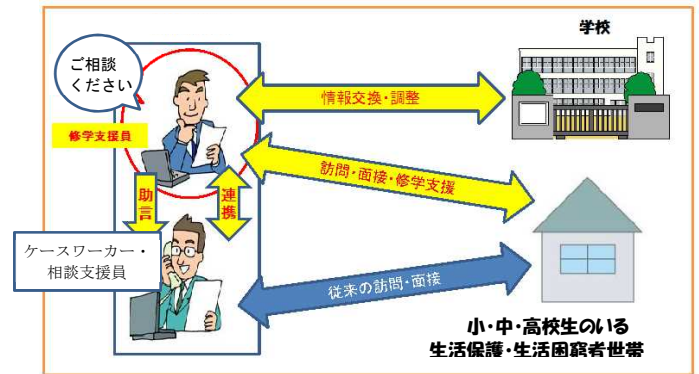
平成 26 年度に生活保護自立支援プログラムの一つとして開始し、生活困窮者自立支援法の施行に合わせ、子どもの学習支援事業に位置付けました。「修学支援事業」は学習教室型ではなく、退職教員を修学支援員として配置し、家庭訪問や来庁時の面談などにより、子ども及び保護者と話をし、不登校の相談や学習方法の助言、学校現場との連絡調整等を行います。退職教員の配置により、学校現場との連携はより密になりました。

対象者は小・中学生と高校生も含んでおり、中学既卒者で改めて高校進学を目指した人を支援し、無事高校進学に繋がった事例もあります。中学校をほぼ全欠していた不登校児が単位制高校に進学し、修学支援員に「自分の青春はこれから」と話したエピソードは印象深く残っています。

平成 29 年度は、3 名の支援員が生活保護受給者 173 名、生活困窮者 15 名の計 188 名を支援しました。うち 6 名が不登校傾向改善、保護者を含めた 90 名が不安解消につながり、高校進学を希望した 19 名の中学 3 年生が全員進学を果たす等の効果がみられました。

また地域の「こどもの居場所」の設置支援にも取り組んで

おり、市社協とともに市内 2 カ所の「こども食堂」運営に関わり、学生ボランティアの派遣による学習会を同時開催しています。

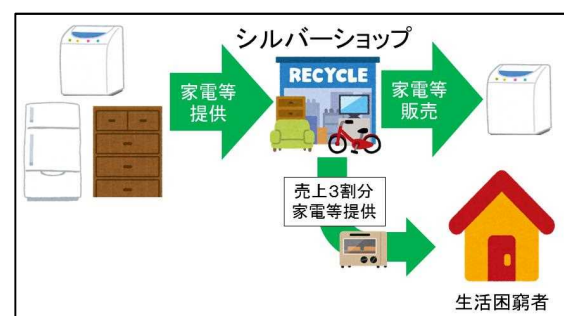


### ③ 無料職業紹介事業 ～マッチングで「輝ける場所」探し

自立相談支援事業と併せて実施しており、本人の適性に合わせたきめ細かいマッチングを図り、面接にも同行して事業所にも本人の人物像を十分説明した上で紹介を行っています。平成 29 年度は 28 社から 83 件の求人を受理し、生活保護受給者を含め 32 件の紹介を実施、26 名が採用に至りました。対象者別の就職相談会として「ひきこもりの方」「9時から14時までの短期間の就労を希望する方」「高齢者」向けの相談会を開催し、合計 82 名が来場され、6 名が就労に至りました。また、ひきこもりの方 2 名が就労準備支援事業の利用に繋がりました。

### ④ 家具等提供事業 ～支援の気持ちを形にして

平成 29 年 12 月に伊丹市シルバー人材センター（以下「シルバー」という。）と協定を締結し、家電・家具等の提供事業を実施しています。シルバーが運営しているリサイクルショップを活用し、市民から無償で引き取った家具・家電等の売上額の 3 割相当分を生活困窮者等への家具・家電（シルバーが販売しているもの）の提供に利用するものです。市民の支援の気持ちを形にして生活困窮者に提供することができ、行政の予算もかかりません。シルバーは社会貢献事業として実施しており、四者の「いいとこ取り」です。開始以降 224 件の引き取りで 160 件 488,200 円を売り上げ、提供可能累計額は 146,460 円となり、生活困窮者等 2 名に対し 25,400 円相当の家具等を提供することができました。





(伊丹市くらし・相談サポートセンターのみなさん)



7月26日に生活困窮者自立支援制度全国担当者会議を開催しました。

この会議では、

- ・法改正内容
- ・自治体による事例報告  
大阪府における「広域実施」の取り組み  
熊本県における「広域実施」の取り組み  
豊島区における「一体的支援」の取り組み  
千葉県における「広域ネットワーク」の取り組み  
について、報告を行いました。



法改正により、自立相談支援事業等の利用勧奨等が努力義務とされました。今後、ますます他機関との連携が必要となり、どのような方法で実施するか悩んでいる自治体もあるのではないかと思います。東京都足立区で活用されている便利なツールを紹介します。

## ◎ ～あなたの悩みを安心へ～「つなぐ」シート

足立区 福祉部 くらしと仕事の相談センター所長 橋本 忠幸

足立区くらしと仕事の相談センターでは、生活困窮者から相談を受ける際、区が独自に作成した「つなぐ」シートを受付票として、他の部局や関係機関から自立相談支援機関へつなぐケースも含め、活用しております。

「つなぐ」シートとは、相談員が、相談者から聴き取った内容を記録し、相談が複合的なもので、支援先が複数の機関に跨る際、リレー形式で、相談内容を他の支援機関につなげていくためのシートです。

この方法により、支援機関間での引継ぎを正確かつ効率的に行うとともに、相談者が何度も説明をしなければならなくなる負担を軽減することができます。また、複数の相談員が支援することで、相談者の孤立感が解消されていきます。

なお、「つなぐ」シートの使用に際しては、相談者から関係機関間での個人情報のやり取りに対する承諾を頂いています。



～あなたの悩みを安心へ～

# 「つなぐ」シート



相談申込・受付票

ID		※初回 相談受付日	平成 年 月 日	受付者	
----	--	--------------	----------	-----	--

■基本情報 ※太枠欄は必ずご記入ください。

相談支援の検討・実施等にあたり、私の相談内容を必要となる関係機関(者)と情報共有し、保管・集約することに同意します。

署名欄					
ふりがな			性別	□男性 □女性 □( )	
氏名			生年月日	□大正 □昭和 □平成 年 月 日 ( 歳)	
住所	〒 -				
電話	自宅			携帯	
来談者 注)ご本人 以外の場合 に記入してく ださい。	氏名			ご本人と の関係	□家族(本人との続柄: □その他( )
	住所				
	電話 (自宅)			電話 (携帯)	

■ご相談の内容(お困りのこと)

※ご相談されたい内容に○をおつけください。ご相談されたいことが複数の場合は、全て○をし、一番お困りのことには◎をおつけください。

仕事探し、就職について	収入・生活費のこと	仕事上の不安やトラブル
家賃やローンの支払いのこと	税金や公共料金等の支払いについて	債務について
資金の貸付について	住まいについて	病気や健康に関すること
こころの問題に関すること	食べるものがない	家計全般に関すること
介護に関すること	子育てに関すること	ひきこもり・不登校
家族関係・人間関係	地域との関係について	DV・虐待について
その他( )		

※ご相談されたいことを具体的に書いてください。ご支援にあたっての希望もあればお書きください。

--

(初回相談受付部署)

相談内容・概要	相談受付日 月 日 ( ) 部署名	担当者
	※初回部署は記入不要	
	相談済の部署 <input type="checkbox"/> 仕事 ( ) <input type="checkbox"/> 多重債務 ( ) <input type="checkbox"/> 健康・生活 ( ) <input type="checkbox"/> 介護 ( ) <input type="checkbox"/> 子育て ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
<今回の対応>		
当課の継続相談 有・無		



※他の部署への相談が必要な場合のみ次頁へ

相談が必要と 思われる部署	<input type="checkbox"/> 仕事 ( )	<input type="checkbox"/> 多重債務 ( )	<input type="checkbox"/> 健康・生活 ( )
	<input type="checkbox"/> 介護 ( )	<input type="checkbox"/> 子育て ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )



紹介先①	予約日時		同行 有・無
	課	係 担当者	館 階
	名称	担当者	
①	住所	電話番号	

相談内容概要	相談受付日 月 日 ( ) 部署名	担当者
	相談済の部署	<input type="checkbox"/> 仕事 ( ) <input type="checkbox"/> 多重債務 ( ) <input type="checkbox"/> 生活 ( )
		<input type="checkbox"/> 介護 ( ) <input type="checkbox"/> 子育て ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
	<今回の対応> 当課の継続相談 有・無	

(くらしとしごとの相談センター回付日 年 月 日)



相談が必要と 思われる部署	<input type="checkbox"/> 仕事 ( )	<input type="checkbox"/> 多重債務 ( )	<input type="checkbox"/> 健康・生活 ( )
	<input type="checkbox"/> 介護 ( )	<input type="checkbox"/> 子育て ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )



紹介先②	予約日時		同行 有・無
	課	係 担当者	館 階
	名称	担当者	
②	住所	電話番号	

相談内容概要	相談受付日 月 日 ( ) 部署名	担当者
	相談済の部署	<input type="checkbox"/> 仕事 ( ) <input type="checkbox"/> 多重債務 ( ) <input type="checkbox"/> 生活 ( )
		<input type="checkbox"/> 介護 ( ) <input type="checkbox"/> 子育て ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
	<今回の対応> 当課の継続相談 有・無	

(くらしとしごとの相談センター回付日 年 月 日)

相談が必要と 思われる部署	<input type="checkbox"/> 仕事 ( )	<input type="checkbox"/> 多重債務 ( )	<input type="checkbox"/> 健康・生活 ( )
	<input type="checkbox"/> 介護 ( )	<input type="checkbox"/> 子育て ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )



紹介先①	予約日時		同行 有・無
	課	係 担当者	館 階
	名称	担当者	
①	住所	電話番号	

相談内容概要	相談受付日 月 日 ( ) 部署名	担当者
	相談済の部署	<input type="checkbox"/> 仕事 ( ) <input type="checkbox"/> 多重債務 ( ) <input type="checkbox"/> 生活 ( )
		<input type="checkbox"/> 介護 ( ) <input type="checkbox"/> 子育て ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
	<今回の対応> 当課の継続相談 有・無	

(くらしとしごとの相談センター回付日 年 月 日)



相談が必要と 思われる部署	<input type="checkbox"/> 仕事 ( )	<input type="checkbox"/> 多重債務 ( )	<input type="checkbox"/> 健康・生活 ( )
	<input type="checkbox"/> 介護 ( )	<input type="checkbox"/> 子育て ( )	<input type="checkbox"/> その他 ( )



紹介先②	予約日時		同行 有・無
	課	係 担当者	館 階
	名称	担当者	
②	住所	電話番号	

相談内容概要	相談受付日 月 日 ( ) 部署名	担当者
	相談済の部署	<input type="checkbox"/> 仕事 ( ) <input type="checkbox"/> 多重債務 ( ) <input type="checkbox"/> 生活 ( )
		<input type="checkbox"/> 介護 ( ) <input type="checkbox"/> 子育て ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
	<今回の対応> 当課の継続相談 有・無	

(くらしとしごとの相談センター回付日 年 月 日)

## 個人情報の取り扱いについて

足立区自立相談支援機関は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、生活困窮者自立支援事業における相談業務、支援業務等を行うにあたっては、相談者の個人情報を「個人情報の保護に関する法律」及び「足立区個人情報保護条例」に沿って取り扱います。

### 【個人情報の取得方法】

相談者の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得します。

### 【利用目的】

相談者の個人情報を、本業務の遂行ならびに利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて他の目的に利用することはありません。

#### ◎業務内容

- ◆ 相談業務
- ◆ 緊急支援の実施
- ◆ プランの策定・実施モニタリング・評価

#### ◎利用目的

- ◆ 相談業務を円滑に行うため
- ◆ 自立相談支援事業利用申込、プラン申込を行うため
- ◆ 支援サービス提供、関係機関・者との連絡・調整等自立支援に資するため

### 【個人情報の内容】

当機関では、以下の情報を個人情報として取り扱います。

- ◆ 氏名、性別、年齢、住所、電話番号、家族関係等個人の属性に関わる基本的情報
- ◆ 健康状態、疾病、障害、介護等健康に関する情報
- ◆ 就労・通学・通所状況に関する情報
- ◆ 収入、資産、債務等経済的状況
- ◆ 福祉制度利用状況
- ◆ その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、相談業務において知り得た情報

### 【第三者への提供の制限】

相談者(又は代理人)の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則として相談者の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において、関係機関・者等との間で共同利用する場合には、原則として相談者(又は代理人)の同意を得た上で、相談者の個人情報を相談支援の検討・実施等にあたり必要となる関係機関(者)に対して提供することがあります。

また、例外として、個人情報保護法第 23 条第 1 項に従って、同意を得ずに関係機関・者等に対して情報提供する場合があります。

#### ◎同意の上で第三者に提供する場合

- ◆ 都道府県、支援調整会議構成員並びに所属機関等との間で、緊急支援の実施、各種支援サービスの利用申込みやプラン策定に関する調整を行うため
- ◆ 他機関・者が実施するサービス提供を受けるため
- ◆ プランが終了した後に関係機関との連携が必要な場合
- ◆ 各種福祉制度申込時に事前に本人が特定される形で相談する場合
- ◆ 病気・怪我等の際に医療機関につなぐ場合

#### ◎同意を得ずに第三者に提供する場合(個人情報保護法第 23 条第 1 項の定めによる)

- ◆ 法令に基づく場合
- ◆ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

- ◆ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ◆ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

### 【保存期間】

相談者の情報の保存は、利用申込日より開始します。保存期間は、支援終了日より 5 年間とします。その後は、適切な方法(溶解処理等)により廃棄します。

### 【安全管理措置】

相談者の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施します。

### 【継続的改善】

情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて本規程を適宜見直し、相談者の個人情報の取扱いについて、継続的に改善に努めてまいります。

以上

### 相談支援の検討・実施等にあたり個人情報を提供する関係機関(者)

足立区政策経営部広報室区民の声相談課	足立区シルバー人材センター
足立区区民部課税課	あだち若者サポートステーション
足立区区民部納税課	ハローワーク足立
足立区区民部国民健康保険課	東京都立城東職業能力開発センター足立校
足立区区民部高齢医療・年金課	自立支援センター足立寮
足立区区民部戸籍住民課	東京商工会議所足立支部
足立区地域のちから推進部住区推進課	足立区商店街振興組合連合会
足立区地域のちから推進部区民参画推進課	JA東京スマイル足立支店
足立区地域のちから推進部絆づくり担当課	足立区民生・児童委員協議会
足立区消費者センター	足立区保護観察協会
足立区産業経済部企業経営支援課	足立区更生保護女性会
足立区福祉部福祉管理課	足立区医師会
足立区福祉部親子支援課	足立区歯科医師会
足立区福祉部高齢福祉課	足立区薬剤師会
足立区福祉部地域包括ケアシステム担当課	弁護士法人北千住パブリック法律事務所
地域包括支援センター	足立児童相談所
足立区福祉部介護保険課	東京電力
足立区福祉部障がい福祉課	東京ガス
足立区福祉部障がい福祉センター	東京都LPガス協会足立支部
足立福祉事務所(各福祉課)	東京都水道局
足立区衛生部こころとからだの健康づくり課	東京都宅地建物取引業協会足立区支部
足立区衛生部保健予防課	全日本不動産協会東京都本部城東第一支部
足立保健所(各保健センター)	足立成和信用金庫
足立区環境部生活環境保全課	東京都住宅供給公社(JKK)
足立区都市建設部建築室住宅課	独立行政法人都市再生機構(UR)
足立区子ども家庭部子ども施設入園課	日本郵便株式会社足立局・足立西局・足立北局
足立区子ども支援センターげんき	・足立区内特定郵便局(65 箇所)
足立区社会福祉協議会	警察・消防
権利擁護センターあだち	他自治体生活困窮者自立相談機関

～あなたの悩みを安心へ～

# 「つなぐ」シート



## (1) 「つなぐ」シート作成の背景

- 経済的に苦しいや社会から孤立している人は、病気や障がい、家族関係の問題、社会への不適應等、さまざまな課題を複合的に抱えていることが多い
- いくつかの要因が重なり合い自殺に至る場合もある
- 自らの状況を適切に伝えられない人がいる。
- 課題解決のために何をすればよいのかがわからない人がいる。
- 相談の窓口を訪ねる気持ちがあっても行けないで悩んでいる人もいる。



- 複数の悩みを抱えている相談者にできるだけ早い段階で「つなぐシート」などを使用し、関係する所管・機関と情報を共有する
- 複数の相談所管・機関との連携で相談者の悩みをできる限り早期に解決する

## (2) 「つなぐシート」のメリット

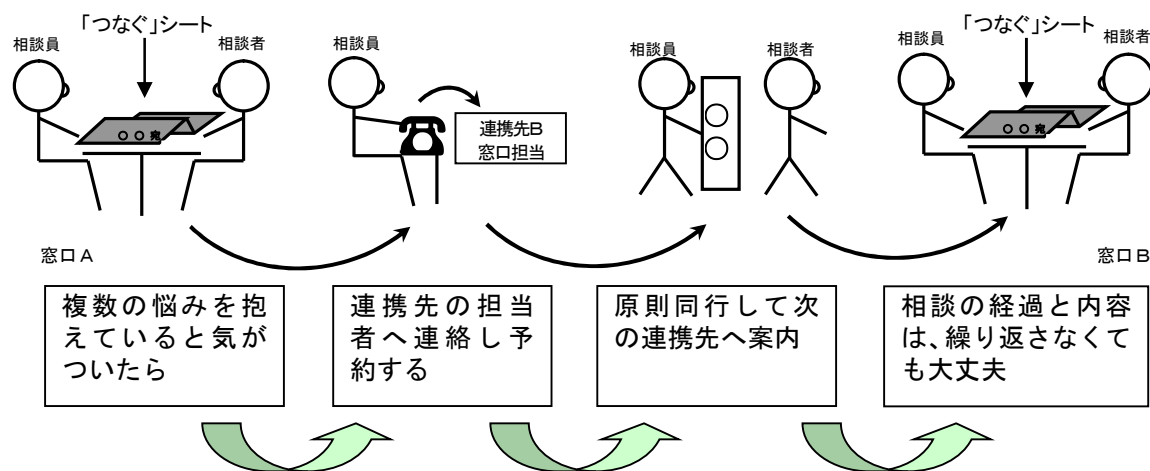
相談者のメリット 次の相談へのハードルを下げられる

- 相談場所・担当者が明確 ⇒ 安心してすぐに次の相談ができる
- 相談者の情報が確実に伝達 ⇒ 「同じ話をしなくてもすむ」相談者の負担軽減
- 複数の相談員が支援 ⇒ 「多くの問題を一人で抱えている」孤立感を軽減

相談員のメリット チームで相談者を支えられる

- 相談の経過と内容が明確に ⇒ 相談員の負担軽減
- 相談結果を集約し事例を共有化 ⇒ 相談員のモチベーションを高める
- 区民の多くが抱える問題と連鎖が浮き彫りになる ⇒ 今後の対策に活用

### (3) 「つなぐ」シートを使った相談の流れ



## 《方法》

### 【初回窓口】

- 1 本人に同意を得た上で、署名欄に記入してもらいます。
- 2 連携先の窓口へ電話連絡し、相談受任の確認をとります。
- 3 相談者の都合に配慮し、相談日時を決めます。また、連携先の担当者名を明確にし、相談者に伝えます。

#### 連携先の窓口へ

##### ① 原則同行する

相談員(相談を受けた者)が「つなぐシート」を持参し相談者を連携先へ案内します。

##### ② 出先所管・機関同士でのつなぎ、本庁舎と出先所管・機関とのつなぎなど、同行できない場合

本人に「つなぐ」シートを渡し連携先の窓口担当者を訪ねるよう伝えます。

- 4 相談終了後、「つなぐ」シートのコピーを2部を取り、1部を控えとして各課で保管し、1部を「くらしとしごとの相談センター」に交換便(個人情報送付用封筒の使用及び手続きによる)で送付して下さい。

※ つなぐシートへの記述は、本人からの申し出、確認した事項を客観的に記述し、主観的記述は行わない。

### 【連携先窓口】

- 1 連携先窓口は、「つなぐ」シートを受け取り、相談内容を参考にして、対応してください。
- 2 相談後、相談内容を記載し、さらに連携先が必要な場合は、次の連携先を案内してください。(初回窓口 2. へもどる)



## 「法テラス」における福祉との連携の取り組み

～自立相談支援機関との連携に向けて～

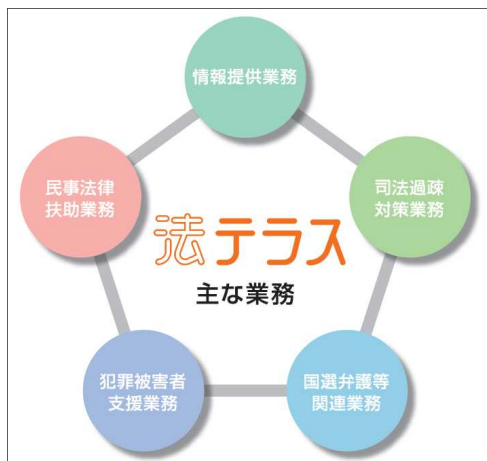
日本司法支援センター本部 司法ソーシャルワーク推進室長 森 優一

### 1 「法テラス」とは

法テラス（正式名称：日本司法支援センター）は、「民事・刑事を問わず、あまねく全国において法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を目指し、平成 18 年 4 月、「総合法律支援法」に基づき、政府全額出資で設立された法人です。

以来、各都道府県に設置された拠点において、経済的に困っている方を対象とした無料法律相談や法制度や関係機関の紹介を行う「情報提供業務」、弁護士・司法書士費用の立替えを行う「民事法律扶助業務」をはじめ、法的サービスを国民にとって利用しやすく、身近なものにするための各種業務を行っています。

【図 1】法テラスの主な業務



### 2 福祉との連携の推進（司法ソーシャルワークの取組）

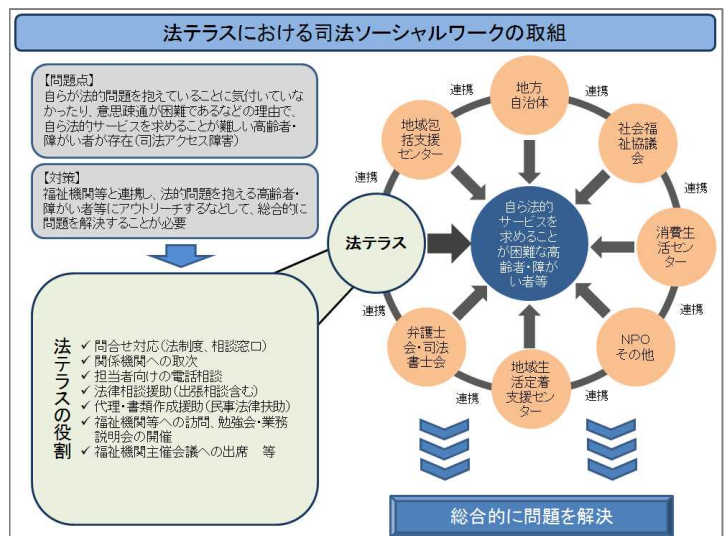
法テラスが設立された背景には、利用者（国民）が「法律問題について、誰に相談したらよいか分からない」「どのような解決方法があるか分からない」「経済的理由から弁護士・司法書士に依頼できない」という「司法アクセス障害」に直面しているという問題があります。前段で紹介した「情報提供業務」「民事法律扶助業務」は、まさにこれらの問題を解消するために整備された業務と言えます。

しかし、近年、設立当時にはあまり意識されなかったタイプの「司法アクセス障害」に直面している方々の存在が明らかとなってきました。例えば、高齢や障がい等のため

に法的な問題を抱えていることに気付いていない方々、そして、生活が困窮する中、問題を解決する力そのものが疲弊し、積極的に法的支援を求めることが困難となっている方々です。

このような方々に法的サービスを届けるためには、日頃からこれら高齢者や障がい者等への支援を行っている福祉機関と連携し、福祉専門職と弁護士・司法書士との接点を作ることが重要となります。法テラスでは、そうした連携の裾野を広げつつ、福祉専門職と弁護士・司法書士とがともに当事者ご本人のもとに出向くなど、法的な問題を含めた社会生活上の問題の総合的な解決を図ることができるような様々な取組（司法ソーシャルワーク）を推進しています。

【図 2】法テラスの司法ソーシャルワーク概念図



### 3 自立相談支援機関との連携事例

福祉専門職と弁護士・司法書士の接点を作るために、自立相談支援機関や福祉事務所の施設で法律相談を定期的実施する取組を進めています。

例えば、法テラス福岡では、平成 25 年から福岡市と福岡県弁護士会との連携事業として福岡市内の福祉事務所で月 1～2 回定期的に法律相談を実施しており、平成 28 年からは福岡市生活自立支援センターでも月 1 回の法律相談を開始しました。

法律相談にあたっては、利用者の同意を得た上で、同セ

ンターの支援員の方にも法律相談に同席していただき、法律相談がスムーズに進むよう利用者をサポートしてもらっているほか、法律相談を終えた後も、両者が情報を共有し、連携しながら支援を行うという仕組みを整えています。

この仕組みを十分に活用いただくためには、支援員の方と弁護士との距離を縮める必要があります。そこで、法テラス福岡では、支援員の方を対象とした研修会として、弁護士が債務整理や離婚などの法的手続きについて解説をする法律講座や法テラスの職員による業務説明を行うなどした結果、福岡市生活自立支援センターにおける無料法律相談の利用件数も年々増えつつあります。

こうした自立相談支援機関の施設における法律相談は、世田谷区、川崎市、富士見市などでも開始されるなど、少しずつですが全国各地に拡がりつつあります。法テラスの無料法律相談は、収入や資産が基準額以下にある経済的に困っている方を対象に実施するものですので、自立相談支援機関による支援とも馴染みやすいのではないかと考えています。

【図3】福岡市生活自立支援センターにおける法律相談の様子



#### 4 自立相談支援機関との連携の新たな試み

平成 30 年 1 月 9 日、自立相談支援事業を実施・運営する長野市社会福祉協議会（以下、「長野市社協」といいます。）と法テラス長野との間で、ひとつの連携の仕組みについて覚書が締結されました。

この仕組みとは、長野市社協と法テラス長野の窓口利用者を相互に取り次ぎ、連携しながら利用者への支援を行っていくための手続きや体制を整備するというものです。例えば、長野市社協の相談窓口で利用者が借金などの法的課題を抱えていることを把握すると、そのまま法テラス長野に取り次ぎ、すぐに法律相談を手配します。

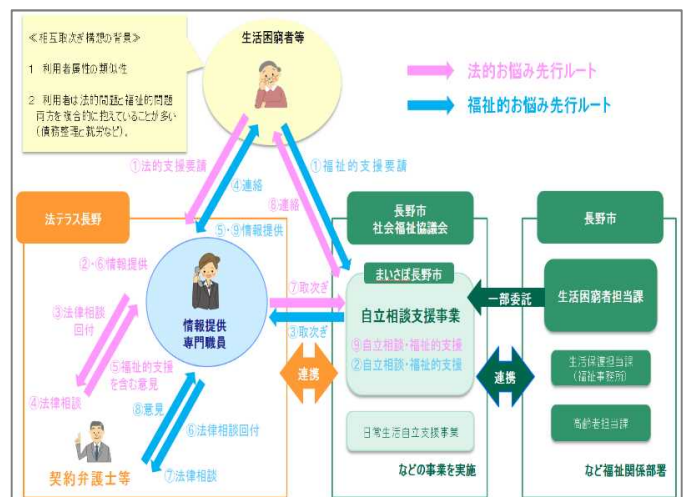
こうした「福祉機関から法テラスへつなぐ」という連携の在り方は、前段で述べた福祉機関の施設で法律相談を実施する仕組みと共通するものですが、この長野におけるスキームの特徴は「法テラスから福祉機関へつなぐ」という逆方向の連携も想定している点にあります。

例えば、借金について法テラスの法律相談を利用したというケースを考えてみます。法律相談の後、弁護士が代理人と

なって貸金業者と交渉し、借金返済の道すじをつけたり、自己破産申立をして免責決定を得たりすることは、利用者の生活再建に向けたプロセスのひとつに過ぎません。法的な手続と並行して家計管理支援や就労支援が必要となるケースも少なくありませんし、高齢者や障がい者のケースでは、日常生活自立支援事業の利用を検討するという場面もあるかも知れません。

利用者の抱える問題は多岐にわたり、その根本的な原因をきちんと解決していく必要があります。そのためには、法的サービスだけでは十分ではなく、福祉機関の協力を得ながら福祉的な支援も合わせた総合的な支援を実現していくことが重要となります。長野での取組はこうした発想から始まった新たな試みと言えます。

【図4】「まいさぼ・法テラス長野相互取次構想」スキーム図



#### 5 おわりに

生活困窮者自立支援法が施行されて以降、各地の法テラスでは、それぞれ工夫を凝らしながら、少しずつですが自立相談支援機関との連携を進めつつあります。本稿で紹介した福岡や長野の取組以外にも、法テラスに勤務する弁護士（スタッフ弁護士）等が支援調整会議に参加するなど、連携のカタチも様々です。

連携の裾野をさらに広げていくためには、まずは、法テラスにおいて生活困窮者自立支援制度をきちんと理解し、自立相談支援機関の支援員の方々と顔の見える関係を築いて相互理解を深めることが重要となります。

そこで、現在、各地の法テラスでは、都道府県庁所在地の市を中心に、地域における生活困窮者支援制度の実情や法律相談のニーズについておろかがいするなど、連携に向けての御協力をお願いすることを計画しています。今後、各地の法テラスからご連絡させていただいた際には、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

## 本号で紹介した資料等について

資料等の名称	主な内容等
自治体短信掲載自治体（自立相談支援機関）等の紹介 <b>New!</b>	
長野県	<a href="http://www.pref.nagano.lg.jp/">www.pref.nagano.lg.jp/</a>
千葉県富里市	<a href="http://www.city.tomisato.lg.jp/">www.city.tomisato.lg.jp/</a>
兵庫県伊丹市	<a href="http://www.city.itami.lg.jp/">www.city.itami.lg.jp/</a>
平成 30 年 7 月 26 日開催 生活困窮者自立支援制度全国担当者会議資料を掲載 <b>New!</b>	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省ホームページ（政策について &gt; 分野別政策一覧 &gt; 福祉・介護 &gt; 生活保護・福祉一般 &gt; 生活困窮者自立支援制度 &gt; 自治体担当者の方へ &gt; 会議資料）に会議資料を掲載</li> </ul> <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html</a>
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果 （平成 30 年 4 月、5 月、6 月、7 月分をホームページに掲載） <b>New!</b>	
生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省ホームページ（政策について &gt; 分野別政策一覧 &gt; 福祉・介護 &gt; 生活保護・福祉一般 &gt; 生活困窮者自立支援制度 &gt; 生活困窮者自立支援制度支援状況調査の結果について）に毎月の調査結果を掲載</li> </ul> <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092189.html</a>
認定就労訓練事業所の認定状況調査の結果（平成 29 年度第 4 四半期分をホームページに掲載） <b>New!</b>	
認定就労訓練事業所の認定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省ホームページ（政策について &gt; 分野別政策一覧 &gt; 福祉・介護 &gt; 生活保護・福祉一般 &gt; 生活困窮者自立支援制度 &gt; 自治体担当者の方へ &gt; 認定就労訓練事業所の認定状況）</li> </ul> <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000096460.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000096460.html</a>
生活困窮者自立支援制度ニュースレター（過去の発行分をホームページに掲載） <b>New!</b>	
生活困窮者自立支援制度ニュースレター	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省ホームページ（政策について &gt; 分野別政策一覧 &gt; 福祉・介護 &gt; 生活保護・福祉一般 &gt; 生活困窮者自立支援制度 &gt; 自治体担当者の方へ &gt; 生活困窮者自立支援制度ニュースレター）</li> </ul> <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000059401.html</a>

（編集後記） 今号では、広域実施の取り組みとして長野県、3事業一体的実施の取組として千葉県富里市と兵庫県伊丹市のいまを掲載しました。今回の法改正のうち、10月1日施行分が始まっていますが、法の理念に沿った支援が展開されるよう、関係機関等に周知いただくとともに、連携に際しては、今回ご紹介した東京都足立区の「つなぐ」シートのようなツールを活用する等、工夫を図ってください。（ひ）